

上小剣道連盟会長 様

上小剣道連盟ジュニア会員 入会申込書(中学生・高校生)

火・金の定例稽古会に参加を希望する中学・高校生は、居住地に関わらず剣連ジュニア会員として入会を必要とします。

(スポーツ安全保険について) 各地のスポーツ少年団・教室に所属し、そこで加入している場合、当連盟での稽古会(各地の団・教室と当連盟は別団体扱いとなります)での保険の適用をする場合は、団・教室の責任者が当人の保険請求手続きをすることを確約してもらって下さい。承認印が無い場合は当連盟で掛けて頂きます。(保険料は別途必要)

	姓	名
(フリガナ)		
氏名		
	スポーツ安全保険について、私共の団・教室で加入しており、不測の事故、怪我等においては私共の方で対応いたします。(承認の印)	
所属団・教室責任者		
学校名	学年	
性別	(いずれかにレ点) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
住所	〒	都道府県
TEL	本人	保護者

誓約事項

- 1) 入会にあたり、会に迷惑をかけない事と、稽古は指導部の指導に従います。
- 2) 竹刀木刀剣道具、日本刀、杖等、武道具の手入れを常に行い、他人に怪我をさせないよう自己責任にて管理をします。
- 3) 稽古中の不測の事故、道場への往復の事故については各自加入のスポーツ安全保険の適用範囲内にて対応し、当連盟、および指導者個人に対して損害賠償等の請求はいたしません。
- 4) ジュニア会員とは、一般対象の剣道教室(火・金の定例稽古会)への参加のみの限定資格となり、一般会員としての権利はありません。

補足事項

入会金 (ジュニアは不要) (途中入会での月割りはしません。分納は受付けておりません。)
 会費(4/1~3/31) (ジュニア)2000円 (途中退会による返金はいたしません)
 スポーツ安全保険料 (中学生以下)800円 (令和6年時点の公益財団法人スポーツ安全協会保険料です)
 (高校生以上)1850円

(注意事項)

上田市剣道スポーツ少年団(七分団)に加入している中学生においても、剣道連盟の一般稽古会(火・金の定例稽古会)に参加を希望する場合は、剣連ジュニア会員に入会が必要です。

領 収 書

令和 年 月 日

様

金 円

但) ジュニア会費として。稽古中の不測の事故、道場への往復の事故については、各自加入のスポーツ安全保険の適用範囲内にて対応。

郵便振替口座:00560-1-52418

加入者名:上小剣道連盟

上小剣道連盟会長

藤極 清隆

